



日耳鼻医学会 FAX ニュース NO 167

平成22年8月16日 発行 (特)日本耳鼻咽喉科医学会 E-mail jimujenti.or.jp HP http://www.jenti.or.jp
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館5F FAX 03-5524-5228 TEL 03-5524-5230

事業税の非課税存続を強く訴える

日耳鼻医学会理事長 石山英一

来年度より事業税が導入される恐れが濃厚になってきているようです。万が一、4段階税制廃止や消費税10%等が加われば我々医療機関には大きな打撃となります。

事業税は事業所得より290万円を控除した残額の5%と定められているので、1例として診療報酬5300万円の場合、経費率を5割とすれば事業税は118万円で、診療報酬の2.2%以上に相当するとの事です。今年の診療報酬改定率が0.19%であった事よりみても大変な増税となります。日耳鼻医学会としては、この増税案に強く反対してゆきます。

また、明細書発行が8月から義務化されましたが、領収書と明細書の二重発行は、特に減点政策の続く耳鼻咽喉科医療機関にとっても大きな負担になり、義務化の撤回を事業税の非課税存続と併せて強く訴えます。

= 関連記事 =

事業税の非課税存続「最大の責務」

日本医師会の新執行部で税制を担当する今村聡常任理事は、メディアファクスのインタビューに答え、「医療機関の社会保険診療報酬にかかる事業税(地方税)の非課税措置の存続は最大の責務だ」と述べ、来年度も非課税を存続できるよう根拠を示して国に主張していく考えを示した。事業税の非課税の存廃問題は、昨年の政府税制調査会で論点に上がったものの「拙速な議論は大きな混乱をもたらす」として、2011年度の税制改正に議論が先送りになっている。

- 今年も税調で事業税が議論になるのは確実だが、

私の今期の課題は「事業税」と「租税特別措置見直し」への対応。特に事業税は金額の大きな問題。根拠を持って主張し医療崩壊につながらないようにしたい。事業税が課税されれば、経営が苦しい医療機関では、医療機器などの買い替えのために積み立てているお金に手を付けざるを得なくなる。医療機器の更新が遅れ、患者さんが最新の医療を受ける機会を奪うことにつながる。(5月12日メディアファクスより)

明細書の発行義務化、医科診療所は8月から

厚生省はこのほど、診療報酬算定方法をQ&A形式でまとめた「疑義解釈資料その5」を全国の地方厚生局などに事務連絡した。医科診療所に当初は7月1日から義務付けることとしていたレセプト並み明細書の発行について、義務化の期日を8月1日に訂正した。発行義務化の対象外になる「正当な理由」がある医科診療所は、8月2日までに地方厚生局などに届け出る。

医科診療所による明細書の発行は、3日29日付の「疑義解釈資料その1」で、レセプトの電子請求の義務化に合わせて7月1日から義務付けることとしていた。しかし、実際には7月診療分のレセプトは8月に請求されるため、明細書の発行もこれに合わせて同月1日から義務化することにした。

また、レセプト並み明細書の発行を評価する「明細書発行体制等加算」を届け出ている診療所が、電気通信回線設備の機能障害などのために一時的に電子請求できず、書面で請求する場合にも同加算を算定できる。ただ、今後の廃止または休止を計画している診療所が書面で請求する場合は、算定できない。(医療介護CBニュース6月14日)

疑義解釈資料の送付について(その6)

平成22年7月28日厚生労働省保険局医療課(問13) A医療機関のDPC算定病床に入院中の患者が他医療機関(Bとする)を受診した場合の取扱いについては、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)に「医療機関間での診療報酬の分配は、相互の合議に委ねるものとする。」とあるが、実際どのようにすればいいのか。

(答) 基本的に「合議」とは、両医療機関間の自由契約の元で金銭收受を行う事を意味しているため、明確なルールというものはないが、一部の医療機関の間では、A医療機関からB医療機関へ患者が受診する際に、「医科点数表に則って算定した点数を、全額当院に請求して下さい」という趣旨の連絡をして、精算を行っている事例があると聞いている。このような事例を参考にしつつ適切に精算を行って頂きたい。

吸入式インフル薬 今秋から 厚労省承認へ

厚生省の審議会は7月29日、第一三共が承認申請している国産の抗インフルエンザ薬「イナビル(商品名)」を承認して問題ないとの報告をまとめた。今後承認の手続きを急ぎ、今秋から使えるようにする。イナビルは専用装置を使い口から吸入する。1回の吸入でA型とB型の治療に効果がある。臨床試験では、タミフルが効かなくなった耐性ウイルスに効果があった。(7月30日日経新聞)

= お詫びと訂正 =

166号の記事の中で総会で講演された先生のお名前を孫崎亮先生としていましたが正しくは孫崎 亨(まごさきうける)先生でした。訂正してお詫び致します。

第35回臨床家フォーラム案内

～ 効率の良い医療経営を目指して～

日時: 平成22年9月19日(日)13:00 ~ 20日(月)12:30

場所: コクヨホール2F大講堂(品川駅側)

参加費: 登録料 15000円 聴力検査講習会 4000円

懇親会費: 会員 8000円、家族職員 4000円

参加登録受付中

多数の参加をお待ちしています

KYOWA KIRIN

アロック錠5^{2.5}

ALLELOCK Tablets オロバタジン塩酸塩錠

アレルギー性疾患治療剤 (医師処方箋必要)

●「効能・効果」、「用法・用量」、「禁忌を含む使用上の注意」等は製品添付文書をご参照ください。

製造販売元

〔資料請求先〕

協和発酵キリン株式会社

東京都千代田区大手町一丁目6番1号 〒100-8185

www.kksmile.com

2008年6月作成
©登録商標